

啓発冊子「男性のワーク・ライフ・バランス」を作成しています

誰でも仕事に没頭したい時期があれば、子育てを優先したい時期、介護や病気などのため、仕事をセーブしなければならない時期もあるでしょう。

そのときどきの事情に合わせて、希望どおりに仕事と家庭生活などのバランスを取ることができる、そんな多様な働き方やライフスタイルを選択できる環境を目指して、企業などでの「働き方改革」の取組が進められています。

社員一人ひとりが、生活の充実について考えるきっかけにしてみませんか。

冊子が必要な場合はご連絡ください。

冊子 (PDF版) は広島市のホームページから入手できます。

男性のワーク・ライフ・バランス 広島市



第17回

広島市男女共同参画 推進事業者表彰

男女ともに働きやすい職場づくりを応援します！

広島市では、女性の能力発揮や職域拡大、仕事と家庭や子育て・地域活動等との両立支援などに積極的に取り組まれている事業者を表彰します。
みなさんの応募をお待ちしています。

募集期間

令和3年12月1日(水) ▶ 令和4年2月15日(火) 必着

1 応募対象事業者

▶ 次のいずれかの取組を行っている、広島市内に本社・本部を置く事業者。
企業だけでなく、協同組合、公益的法人、特定非営利活動法人 (NPO法人) なども対象になります。

● 従業員に対して、仕事と家庭・地域活動等の両立の支援を行っている。

- (1) 育児・介護休業制度が整備・活用されている。(男性の育休取得奨励など)
- (2) 仕事と地域活動の両立ができる制度が整備・活用されている。
- (3) その他、柔軟な働き方ができる制度が整備・活用されている。 など

● 女性の能力発揮、職域拡大などに積極的に取り組んでいる。

- (1) 女性の管理職を積極的に登用している。
- (2) 女性の職域拡大に積極的に取り組んでいる。
- (3) 女性の再就職を積極的に支援し又は受け入れている。
- (4) その他、女性の活躍推進に積極的に取り組んでいる。 など

● その他、男女共同参画推進に向けた特色のある取組を進めている。

- (1) 男女共同参画推進に関する研修等について積極的に実施又は参加している。
- (2) 事業者の宣伝媒体 (コマーシャル、チラシ等)、社内広報等で男女共同参画の視点を取り入れている。 など

※ 次の事業者は対象外とします。

- 各種法令に違反している事業者
- 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- 広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けている事業者
- 広島市の指導調整団体及び広島市が2分の1以上出資又は職員を派遣している団体

応募先及び問合せ先

広島市市民局人権啓発部男女共同参画課

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
電話 082-504-2108 FAX 082-504-2609
E-mail: danjo@city.hiroshima.lg.jp

広島市は、「働き方改革推進・働く女性応援会議ひろしま」の構成員です。

2 応募方法

- ▶ 応募用紙に、事業者の概要、取組、応募者名又は推薦団体名等を記入し、広島市へEメール、FAX、郵便等により提出してください。
- ▶ 応募用紙は、広島市のホームページ (<https://www.city.hiroshima.lg.jp/index2.html>) の「総合トップページ」→「市政」→「男女共同参画」→「企業、団体の方」からもダウンロードできます。
- ▶ 自薦（事業者又は従業員の方による応募）、他薦（経済団体、労働者団体等による推薦）を問いません。

3 選考

- ▶ 応募又は推薦いただいた事業者について、選考委員会の意見を基に市長が決定し、「広島市男女共同参画推進事業者」として表彰します。
- ▶ なお、**選考にあたっては、事前に調査票の提出を依頼するとともに、取組状況やその実績等についてお尋ねします。**

4 表彰

- ▶ 令和4年6月23日～29日の男女共同参画週間の期間中又はその前後に、市長が表彰を行います。表彰された事業者については、広島市ホームページなどで取組内容等を広く市民にPRするとともに、ロゴマークを付与します。



5 優遇措置（令和3年8月末現在）

- ▶ この表彰を受けた事業者は、本市の次の制度を利用できます。
 - (1) **入札制度における優遇措置**
 - 競争入札参加資格審査申請業者（建設工事、建築物清掃及び常駐警備）について等級による格付を行う際に加点
 - 総合評価方式による競争入札の際に加点
 - (2) **男女共同参画・子育て支援資金による中小企業に対する低利融資**

男女共同参画・子育て支援資金特別融資制度

- ▶ 職場における仕事と子育ての両立支援などに積極的に取り組む市内中小企業者等の皆様を支援するための融資制度です。令和3年度の概要は次のとおりです。
※融資の決定にあたっては、金融機関及び保証協会の金融上の審査があります。

資金使途	運転資金・設備資金	融資期間	10年以内（うち据置1年以内）
融資限度額	8,000万円以内	融資利率	年1.2%以下



株式会社エネルギアL&Bパートナーズ 不動産業他

- ▶ 子が生まれた日から2週間以内に2日間取得可能な男性の育児休暇制度を導入しており、平成29年度から31年度まで対象者全員が取得している。
- ▶ 子育てや住宅資金など、様々な目的で活用できる「ライフサポート手当」を支給しており、休業中も支給している。
- ▶ 業務知識や経験が豊富な女性社員のうち、現在サブマネージャーに登用している10名について、マネージャーへの登用に向けて、ライン管理能力などの向上を図っている。

エム・エムブリッジ株式会社 建設業

- ▶ 会社の方針の一つとして働き方改革（ワーク・ライフ・バランス）を掲げ、在宅勤務やフレックスタイム等の制度を導入している。
- ▶ 不妊治療を受ける予定または治療中の社員を対象に、子を1人妊娠するまでの1年以内、または、複数年にわたり分割で取得する場合は通算して1年（12か月）以内の期間の休業を認める「チャイルド・プラン休業」制度を導入している。
- ▶ キャリアアップのため、男女平等に異動を行っており、管理職予備軍である係長級に占める女性の割合は、平成29年4月の2.0%から令和2年4月には8.6%と増加している。

広成建設株式会社 建設業

- ▶ 働き方改革の実現に向けて「働き方改革実行プロジェクトチーム」を発足させており、令和6年度までの5か年計画を策定し、業務の見直しや効率化のほか、働きやすさの向上等の諸項目について取組を策定し、定期的に進捗を管理している。
- ▶ 女性の育児休業については、平成26年度から対象者全員が取得している。
- ▶ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画において、その目標の1つに「管理職に占める女性の割合を3%以上にする。」と定め、平成29年4月に0%であった割合を、令和2年6月には2.65%まで増加させている。
- ▶ 自社のホームページで女性社員の活躍についての記事

の掲載、また、仕事見学会の開催など女性の採用を増やす取組を実施している。

中国電力株式会社 電気・ガス業

- ▶ 男性が積極的に育児参加することを支援する職場風土の醸成のために、「男性社員のための育児支援制度利用ハンドブック」の作成・周知を行っているほか、「男性社員の育児支援制度利用体験談」をイントラネットで発信するなどの取組を行っている。こうした取組により、男性社員の育児休業利用実績も平成29年度の1.4%から31年度3.8%と着実に増加している。
- ▶ 子の看護・育児、介護、配偶者の出産時のほか、ボランティアや自己啓発などにおいて、法定外の年次有給休暇として取得可能な「ライフサポート休暇」を入社時に原則30日付与している。
- ▶ 女性社員の割合について、事務系は平成23年の23.5%から31年の27.1%と増加しており、技術系は平成23年の0.6%から31年の1.3%と増加している。
- ▶ 令和2年度から、若年層の技術系女性職員を対象として、ネットワーク作り及びライフイベントも見据えてキャリア形成に主体的に取り組む意識の啓発のために懇談会を行っている。

特別表彰

広島市農業協同組合 複合サービス業

- 第5回表彰受賞後10年を経過してもなお男女共同参画の取組の更なる充実に努めている。
- ▶ 女性職員のスキルアップを図るため、中核職員養成研修などの選抜型研修へ女性職員を積極的に派遣する取組を継続しているほか、能力がある職員を幹部ポストへ積極的に登用している。
- ▶ 女性の管理職について、10年前の応募時は5名であったが、令和2年4月には27名に倍増させており、管理職に占める女性の割合は18.8%に達している。
- ▶ 女性涉外担当者を配置する等、女性の職域拡大を行っている。
- ▶ 平成27年度より「最終退室時間報告届」の提出制度を導入し、指定時間以降に退出した場合は、超過理由や職員名を人事教育課に報告を義務付けた。